平成２９年（フ）第３６６号
大分市大字津守197番地の１（サンライズコートＢ棟202）
債務者　吉野　可奈
１　決定年月日時　平成29年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６９号
北海道夕張郡栗山町松風４丁目87番地　松栄団地10Ｂ―101号
債務者　藤井ひとみ
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１７６号
福島県郡山市富久山町久保田字我妻138番地の１　我妻第３ハイツ205号
債務者　佐藤　　歩
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１５９６号
埼玉県上尾市上平中央３丁目25番地１　アイエリア北上尾207号
債務者　土屋　博司
１　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２３７号
金沢市米泉町６丁目70番地３
債務者　上野　史雄
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５４号
金沢市玉鉾町イ２番地13　メゾンジェルメ101号、従前の住所金沢市間明町２丁目17番地
債務者　中村　真守
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７２５号
名古屋市中川区高畑２丁目68番地　エスポアソレイユ３Ｃ
債務者　梶川謙一朗
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８５６号
名古屋市天白区野並１丁目242番地　クレセントヒル　203号
債務者　福澤　宏基
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８３８号
神戸市中央区国香通４丁目１番25号　第１真島ビル７Ｆ
債務者　金髙　忠義
１　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９４９号
神戸市灘区篠原南町３丁目１番21号101、従前の住所神戸市垂水区学が丘６丁目１番37―510号
債務者　岸野　玉枝
１　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４９９号
埼玉県桶川市北１丁目22番26号　第２　ＯＫマンション403号
債務者　斗沢　一憲
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５１３号
埼玉県川口市大字芝4767番地の10　メゾン・リジェール101号
債務者　有川　直子
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５６０号
さいたま市桜区栄和６丁目６番14号　モジュール88　１ＭＩ号室、旧住所さいたま市桜区大字神田384番地２　リバーサイド神山203
債務者　大谷　和也
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５６７号
埼玉県新座市栗原６丁目13番15号　ビック武蔵野ひばりヶ丘101号室、旧住所埼玉県新座市野火止７丁目２番21号　サウス・ブリッサＡ204号室
債務者　中川　　明
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５６８号
埼玉県新座市栗原６丁目13番15号　ビック武蔵野ひばりヶ丘101号室、旧住所埼玉県新座市野火止７丁目２番21号　サウス・ブリッサＡ204号室
債務者　磯部　　睦
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６０４号
埼玉県蕨市北町１丁目20番12号、旧住所千葉県市川市南八幡３丁目３番14号　ハイツサウスエイト203号　小川方
債務者　京堂　　聡
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係